

公立・公的病院の一方的な再編・統廃合に反対し、生長会
阪南市民病院の存続を求める意見書

令和元年9月26日、厚生労働省は、生長会阪南市民病院を含む、全国424の公立・公的病院を「再編統合について特に議論が必要」として突然名指しで公表した。

阪南市民病院は、平成23年に生長会を指定管理者とする運営に移行するとともに、それ以降、病棟の建て替え、救急の受け入れを増加させるなど、地域の命と健康を守る砦として努力して来た。阪南市民に限らず、近隣市町からも多数来院する地域医療の要となる病院である。

厚生労働省が国の基準に基づく一律の基準だけで再編・統廃合を判断するにはあまりにも早計である。全国知事会でも「地域の医療機関がなくなれば、命や健康は誰が守るのか」「本来ならリストを返上してもらいたい」と厚生労働省に強く説明責任を求めている。

このように公立・公的病院の再編・統廃合は、地域での役割や地方における医療の実態を様々な角度から慎重に検討する必要がある。さらに、命に直結することから、地域住民の方々の十分なコンセンサスを得ることが大前提である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 医師不足や高齢化の進展など、地方における公立・公的病院を取り巻く深刻な医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統廃合は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月26日

大阪府阪南市議会